

第 97 号議案

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

足立区旅館業法施行条例（平成 24 年足立区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 9 号イ中「便所を付設していない客室」を「多数人で共用する客室又は便所を付設していない客室」に改め、「共同便所」の次に「（多数人で共用する客室内又は客室の外の便所をいう。以下同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

ウ 共同便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。

第 7 条第 10 号を次のように改める。

（10）洗面所は、次の基準によること。

ア 多数人で共用する客室又は洗面所を付設していない客室を有する場合には、共同洗面所（多数人で共用する客室内又は客室の外の洗面所をいう。以下同じ。）を設け、規則で定める数の給水栓を設置すること。

イ 共同洗面所は、宿泊者の利用しやすい位置に設けること。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

旅館業施設の構造設備の基準に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。